議案第61号

伊賀市地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

伊賀市地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成30年３月９日提出

伊賀市長　岡　本　　栄

記

伊賀市地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正

伊賀市地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成16年伊賀市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第１条中「福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等を図るため」を「地域の特性を活かし、潤いと活力のある地域づくりを促進するため」に改める。

第３条に次の１項を加える。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第４条中「予算に計上して」の次に「事業の推進に要する経費の財源に充当するほか」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（伊賀市ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止）

２　伊賀市ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成16年伊賀市条例第86号）は、廃止する。

（承継）

３　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に、伊賀市ふるさと創生基金の

設置、管理及び処分に関する条例の規定により設置されていた基金に属する現金及び有価証券は、施行日において、この条例の規定により設置される基金に属するものとする。